

にしかつら

平成29年
6月号
No.485

小学校にほど近い場所にある、桂川の滝。
倉見側では滝に落下する水が綿のように泡立ったので「綿場（わたば）」となり、さらに今では「渡場（わたば）」と呼ばれるようになった。小沼側では2つに分かれた川が合流する形状が糸を撚ることに似ていたことと撚糸工場（昭和初期焼失）があったことから「撚糸（ねんし）」と呼んだ。織物の盛んな西桂町ならではの名称。



Photo：寺田

人口と世帯

平成29年5月1日現在

男 2,155 (-10)
女 2,273 (-8)
合計 4,428 (-18)
世帯 1,541 (+1)

※住民基本台帳（外国人含む）に基づく人口と世帯数を掲載

主な内容

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 西桂町三世帯同居等支援事業・・・P 2 | シリーズ防災③②・・・P 11 |
| 特定健診・・・P 3 | インフォメーション・・・P 12 |
| 町からお知らせ・・・P 4・5 | 行事予定・慶弔・・・P 13 |
| 国保税率の改正・・・P 6・7 | 子育て支援連携事業・・・P 14・15 |
| 地域おこし協力隊・・・P 8・9 | フォトニュース・・・P 16 |
| 耐震診断・・・P 10 | |

西桂町三世代同居等支援事業

町では、三世代が同居または近居^{*1}する世帯に対して、住宅の新築又は購入及び増築・改修等の費用の一部を助成しています。



【目的】

- ①三世代同居等の利点を最大限に活かす。
- ②定住人口の増加を図る。
- ③子どもを安心して産み育てられる。
- ④高齢者等が安心して暮らせる。

【助成対象者の条件】

- (1) 助成申請者を含む三世代同居及び近居者が西桂町の住民であること。
- (2) 町の税金及び税外収入金に滞納がないこと。
- (3) 新築等の場合
 - 三世代同居の同居が住民票で確認できること。
 - 世代同居等をするための建物保存登記が完了していること。

【助成対象住宅】

- (1) 一戸建て住宅
- (2) 併用住宅^{*2}
- (3) その他町長が認めたもの

^{*1} 近居とは…
町内にそれぞれ住居を構えること。
^{*2} 併用住宅とは…
人が居住する部分と事務所や店舗などを併せ持つ住宅。

【助成の対象となる費用】

新築・増築・改修等かかった費用合計の2分の1の額と助成限度額を比較して低い方の額となります。

【助成限度額】



対 象 要 件	町内在住者	町外転入者
住宅の新築、購入	200,000円	300,000円
中古物件及び空き家の購入		
住宅の増築（10平方メートルを超えた居室1室以上）	200,000円	300,000円
住宅の改修（部屋・トイレ・お風呂・洗面所・扉等）	100,000円	200,000円

※交付対象者が転入者の場合の助成限度額は、それぞれ100,000円を加算するものとする。

【申請窓口】 ○申請書は、西桂町いきいき健康福祉センター内 福祉保健課にあります。

【お問合せ】 西桂町いきいき健康福祉センター内 福祉保健課

児童手当現況届の提出はお早めに!!

現在、児童手当を受給している方は、6月中に「現況届」を提出してください。提出がないと、6月以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

「現況届」の用紙は6月初旬に発送しますので、必要事項を記入し、添付書類を揃えて、提出期限までにご提出ください。

支給対象児童

■0歳から満15歳到達の最初の3月31日までの間にある児童

手当月額

- 0～3歳未満：月額15,000円（一律）
- 3歳～小学校修了前：10,000円（第3子以降は、15,000円）
- 中学生：10,000円（一律）
- 所得制限にかかる方：月額5,000円（年齢に関係なく一律）

【提出書類】 現況届／印鑑／受給者の健康保険証（厚生年金加入者のみ）

【提出先】 西桂町役場1階 税務住民課窓口

【提出期限】 平成29年6月30日（金）

西桂町出生祝金支給について

町では、第2子目以降の出生児に対し、出生祝金を支給しています。

●受給資格

西桂町に出生日より3カ月以上前から住所を有し、出産後も新生児とともに引き続き1年以上西桂町に定住する意思を有する養育者

●支給額

出生祝金は、一時金とし、新たに出生届をした新生児の順位により、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 新生児が第2子目の場合 50,000円
- (2) 新生児が第3子目以降の場合 100,000円

●申請に必要なもの

- ①出生祝金支給申請書
 - ②定住誓約書
 - ③出生祝金請求書
 - ④通帳又はキャッシュカードの写し
 - ⑤新生児が記載された戸籍謄本（本町に本籍がある場合は除く）
 - ⑥印鑑
- ①～⑥までを用意し、いきいき健康福祉センター窓口へお越しください。

※申請は出生の日から起算して、6カ月以内に行ってください。不明な点はお問い合わせ下さい。

【問合せ先】 いきいき健康福祉センター 福祉保健課 保健係

《平成29年度 特定健診及び各種がん検診のお知らせ》

次の日程で特定健診及びがん検診を実施いたします。
健診を希望される方はいきいき健康福祉センターにお申込み下さい。



● 検診項目と自己負担額

年度末年齢	検 診 項 目							
	特定(基本)健診 (¥1,500)	胃がん (¥1,000)	超音波 (¥1,000)	大腸がん (¥500)	肺がん (レントゲン) (無料)	肺ヘリカルCT (¥1,500)	乳がん (¥1,000)	骨粗鬆症 (¥500)
20~39歳	○	○	○	○	○	○	○ 超音波検査	○
40~74歳	国保	○	○	○	○	○	○ 40歳から偶数年 : X線撮影	○
	社保(家族)	○ (受診券が必要)	○	○	○	○		○ 41歳から奇数年 : 超音波検査
	社保(本人)	×	○	○	○	○	○	
75歳以上	○	○	○	○	○	○		○

* 8月18日は無し

- 特定健診は、問診・身体計測・腹囲測定・血圧測定・血液検査・心電図検査・眼底検査・尿検査・医師の診察等を行います。
- 社会保険本人の方は、特定健診の受診はできません。
- 社会保険の被扶養者の方(40歳以上)が特定健診を受診される場合は「受診券」が必要となります。保険証に記載されている保険者に問い合わせ、受診券を取得して下さい。
- 国民健康保険の方は、受診券は必要ありません。
- 肺がん(レントゲン)及び肺ヘリカルCTはどちらか一つしか受診できません。
- 国民健康保険の方で、すでに健診申込み表にて申し込まれた方は、申込みの必要はありません。

● 日程

日 程	申し込み期間	健診機関	受付時間	場 所
8月5日(土)	6月12日(月) ~6月16日(金)	厚生連健康管理センター	午前8:30~ 10:30	いきいき健康福祉センター
8月6日(日)				
8月7日(月)				
8月18日(金)	7月10日(月) ~7月14日(金)	富士吉田医師会	午前8:30~ 9:45	
11月19日(日)	9月25日(月) ~9月29日(金)	厚生連健康管理センター	午前8:30~ 10:30	
11月20日(月)				

ご長寿
おめでとーございませー

「100歳慶祝訪問」

5月1日の誕生日に町長が、小山恵光さんのご自宅へ、百歳慶祝訪問を行いました。

100歳で、自分の歯で食事をされていて、大変お元気です。

これからも、お元気でおすごください。

**退任された行政相談委員へ
感謝状が贈呈されました。**

任期満了に伴い、平成29年3月31日をもって行政相談委員を退任された、榎田英男様に、山梨行政評価事務所長より総務大臣感謝状の伝達が行われました。

榎田様は、平成25年2月1日に就任して以来、住民と行政のパイプ役として、2期4年1ヵ月、行政相談委員を務められました。

これまでのご功績に深く感謝いたします。
長年に渡り大変お疲れ様でした。

新1年生へ ランドセルカバーが贈られました。

4月7日「生活協同組合ユーコープ（おうちCO-OP）」より新1年生の皆さんにランドセルカバー、ノートなどが贈られました。

ランドセルカバーは、雨や汚れキズからランドセルを守ること、1年生だと一目で分かること、安全に通学することを目的に、新1年生全員に手渡されました。

保護者、地域の皆様と新1年生、子供たちへの交通安全を地域全体でご指導をお願いいたします。



外川照女作 「100歳まで健康な暮らし」 が寄贈されました

重田一大郎氏（柿園区）より、「町民の皆様が芸術に親しめるように」と絵画1点の寄附がありました。きずな未来館1階ホールに展示してありますので、お気軽にお立ち寄りください。温かい善意をありがとうございます。



国民年金のお知らせ

【国民年金保険料の納付は、 便利・安心・確実な口座振替で！】

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？「忙しくて…」、「つい、うっかり…」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をお勧めします。

口座振替は全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫で利用できます。申し込みの際は、年金事務所や金融機関に備え付けの申出書に必要な事項を記入して、口座振替を希望される金融機関等の窓口へ提出してください。

口座振替に関するお問い合わせ先

大月年金事務所 0554-22-3811

【予約制による年金相談を実施しています】

年金の相談で、大月年金事務所へ来所予定の方は、ご予約していただくと、混雑時でも、優先的にご案内することが可能となります。ご予約を希望される方は、基礎年金番号をご用意の上、お電話ください。

予約お問い合わせ先

年金ダイヤル 0570-05-1165

皆さんの あたたかいご好意に 感謝申し上げます！

去る4月25日（火）、倉見いきいき交流会「ほほえみの会」の皆さんから、また時を同じくして、ボランティアグループ「あじさいの会」の皆さんから、町の保育所、児童館、支援センター及び小中学校などで使われて頂けるようにと、西桂町社会福祉協議会へ雑巾の寄贈がありました。



「ほほえみの会」の皆さんより



「あじさいの会」の皆さんより

それぞれの施設に配布し、活用させていただきます。本当に有難うございました。

社会教育教室受講生募集

茶道教室

気軽に茶の湯を楽しむこと
から初めてみましょう。

茶道を学ぶ事で日常に通じる言葉遣いや、挨拶の仕方、仕草が美しくなります。

茶道という日本の心を楽しく学んでいただく教室です。

講師

牛田すみ恵先生

開催日時

7月5日～10月25日
毎週水曜日(月3回程度)

午後7時30分～午後9時30分

開催場所

きずな未来館2階和室

参加費 1千円

申込方法

6月9日(金)までに教育委員会までお申し込みください。

その他

材料費等については自己負担となります。

お問合せ先

社会教育担当 小山

粗大ゴミ収集のお知らせ

粗大ゴミ収集を次のとおり実施しますので、注意事項を守って搬入をお願いします。

日時 平成29年6月11日(日)

場所 下暮地尾尻町有地

時間 午前9時から12時
午後1時から3時

注意事項

家電リサイクル法の対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、町では収集いたしません。買替えなどで不用となった製品の処理は販売店(購入した店)に依頼してく

ださい。

また、パソコンリサイクル法により家庭系パソコンやディスプレイの回収・リサイクルは購入したメーカーに直接お申し込みください。搬入できないものについてはお持ち帰りいただきますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

産業振興課 環境係

特設人権相談所
開設のお知らせ

全国一斉「人権の日」の一環として次のとおり特設人権相談所を開設します。

人権に関することでお困りの方はご相談ください。

相談は無料、秘密厳守で難しい手続きは必要ありません。

日時 6月1日(木)

午前10時～午後3時

場所 きずな未来館
(旧YLO会館)

相談員 荒井義光・高尾徳太郎
(西桂町人権擁護委員)

お問い合わせ先 総務課

環太平洋キャンプ
西桂町ホームステイファミリー募集!

環太平洋キャンプは、今年で33年目を迎えます。環太平洋圏の国々から男子学生を日本に招待し「友好・協力・奉仕」の精神と国際理解を深めることを目標に活動しています。

今年も8月10日から13日まで3泊4日の予定で、環太平洋圏11カ国から12名の中高生が、西桂町でホームステイを行います。

外国の学生との交流をしてみませんか? 仲介として日本スタッフが支援いたします。詳しくは次のとおりです。

実施期間

平成29年8月10日(木)～13日(日)(3泊4日)

募集ホストファミリー 12家族

募集ホストファミリー

募集期間

平成29年6月1日(木)～6月20日(火)

ホストファミリー事前打合せ

平成29年7月15日(土)(予定)

お問い合わせ先

西桂町ホームステイ実行委員会 渡辺

電話 25-2488

電話 25-2488

子育てセミナー①
「むし歯予防教室」

むし歯予防週間にちなんで、乳幼児をもつ保護者の方を対象にむし歯予防教室を開催します。『むし歯予防』等をテーマに、歯科衛生士さんに楽しくお話ししていただきます。この機会に、自分の歯、お子さんの歯について学んでみませんか?

なお、当日は託児を行います。お気軽にご参加下さい。

日時 6月8日(木) 午前10時30分～12時

場所 いきいき健康福祉センター2F

申し込み先 いきいき健康福祉センター 保健係

申し込み先

保健係

税額が改正されます

4. モデル事例で比較する世帯の国保税額

例1 3人世帯 (夫婦40歳代、子) 前年中の収入約98万円で 固定資産税額0円の場合 ※均等割・平等割7割軽減世帯		平成28年度	➔	平成29年度
	世帯主	25,440円		26,100円
	配偶者	13,500円		13,800円
	子	10,800円		10,950円
	年税額	49,740円		50,850円
		改定後の増額分 1,110円 (2.2%の負担増)		

例2 3人世帯 (夫婦40歳代、子) 前年中の収入約180万円で 固定資産税額0円の場合 ※均等割・平等割5割軽減世帯		平成28年度	➔	平成29年度
	世帯主	131,650円		134,250円
	配偶者	22,500円		23,000円
	子	18,000円		18,250円
	年税額	172,150円		175,500円
		改定後の増額分 3,350円 (1.9%の負担増)		

例3 3人世帯 (夫婦40歳代、子) 前年中の収入約270万円で 固定資産税額0円の場合 ※均等割・平等割2割軽減世帯		平成28年度	➔	平成29年度
	世帯主	232,060円		236,580円
	配偶者	36,000円		36,800円
	子	28,800円		29,200円
	年税額	296,860円		302,580円
		改定後の増額分 5,720円 (1.9%の負担増)		

例4 3人世帯 (夫婦40歳代、子) 前年中の収入約400万円で 固定資産税額0円の場合 ※均等割・平等割軽減世帯対象外		平成28年度	➔	平成29年度
	世帯主	362,070円		368,930円
	配偶者	45,000円		46,000円
	子	36,000円		36,500円
	年税額	443,070円		451,430円
		改定後の増額分 8,360円 (1.9%の負担増)		

◎前年の世帯主と加入者の合算所得と国保加入者数を判定材料とし、合算所得が一定金額以下の場合には均等割と平等割が減額されます。ただし、未申告者がいる世帯は対象とはなりません。

◎また本表の税額は、平成27年中と平成28年中の所得は同額と仮定して算定しています。

5. 国保税の年金からの特別徴収 (天引き) について

- 世帯内の国保被保険者が全員65歳から74歳の世帯は、世帯主の年金から国保税が特別徴収になります。
- 特別徴収される方は、当年度の税額が確定するまで (6月まで) は仮の税額を年金から納めていただきます。税額確定後、仮徴収額を差し引いた残りの額を本徴収として納めていただきます。
- 前年度特別徴収されている方は、2月と同額を仮徴収期間は納めていただきます。
- 65歳になり、特別徴収に変更となる初年度の仮徴収税額の算定方法は、前年度の税額を基に算出します。
- 下記に該当する場合は特別徴収できませんのでご了承ください。
 - 年金が年額18万円未満
 - 国保税と介護保険料の天引き額の合計が、年金額の2分の1を超える
 - 世帯主が会社の健康保険などの被用者保険又は後期高齢者医療制度の加入者である
 - 世帯の国保の被保険者に65歳未満の方がいる
- 国保税の納付方法を特別徴収から口座振替に切り替える申出 (審査あり) をしていただくことにより、特別徴収を中止することができます。

平成29年度に

国保税の税率

1. 国民健康保険制度について（以下、国民健康保険を国保と表示します）

国保制度は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている方を除いた全ての方が加入する制度で、病気やけがをしたとき、安心して医療機関を受診できるように、相互扶助のため、加入者の方からの保険税や、国・県などの負担金、町からの繰入金を主な財源とし、特別会計として独立採算で運営しています。

2. 国保財政について

近年の国保の状況は、中小事業所に勤務している被保険者の健康保険への移行の影響から国保課税総額の減少、さらに被保険者の高齢化傾向から、一人当たりの診療件数の増加に伴う医療費総額の増加と、国保財政は大変厳しい状況にあります。特に、高額医療対象者の大幅な増加に伴い、著しく医療費が伸びており、平成28年度においては国保財政の不測の事態に備えて積み立ててきた国保財政調整基金を全額取り崩し、財源不足を補ってきました。

また、平成30年度の国保単単位化に向けて税額の算定方式を県内で統一化する動きがあり、県では資産割を除く3方式（所得割・均等割・平等割）の課税を提唱していることから、当町においても、毎年段階的に資産割の率を削減するとともに、資産割削減による国保税全体の減収を3方式の増額により補っております。

以上の状況から、国保特別会計の健全財政の維持を図るため、今年度の保険税率を昨年度に引き続いて改正することになりました。被保険者の皆様にはさらなるご負担をおかけすることになりますが、相互扶助を基本とした国保制度の趣旨にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

3. 平成29年度税率・税額の改正内容

	医療分		支援分 ^{※5}		介護分 (40歳～64歳までの方)		合計	
	改正前 → 改正後	改正前 → 改正後	改正前 → 改正後	改正前 → 改正後	改正前 → 改正後	改正前 → 改正後	改正前 → 改正後	
所得割 ^{※1}	7.2%	7.4%	2.4%	2.4%	2.3%	2.3%	11.9%	12.1%
資産割 ^{※2}	6.0%	3.0%	2.0%	1.0%	2.0%	1.0%	10.0%	5.0%
均等割 ^{※3}	27,800円	27,800円	8,200円	8,700円	9,000円	9,500円	45,000円	46,000円
平等割 ^{※4}	25,300円	26,000円	7,500円	8,000円	7,000円	7,000円	39,800円	41,000円

※1 所得割…前年中の所得から加入者ごとに基礎控除（33万円）を差し引いた額×税率です。

※2 資産割…土地及び家屋にかかる固定資産税額×税率です。

※3 均等割…世帯ごとの加入者人数×税額です。

※4 平等割…一世帯あたりの税額です。

※5 支援分…後期高齢者医療費への支援分です。

◎表中の青太字は税率・税額の変更を示しています。

■町税等の納付は便利な口座振替のご利用を

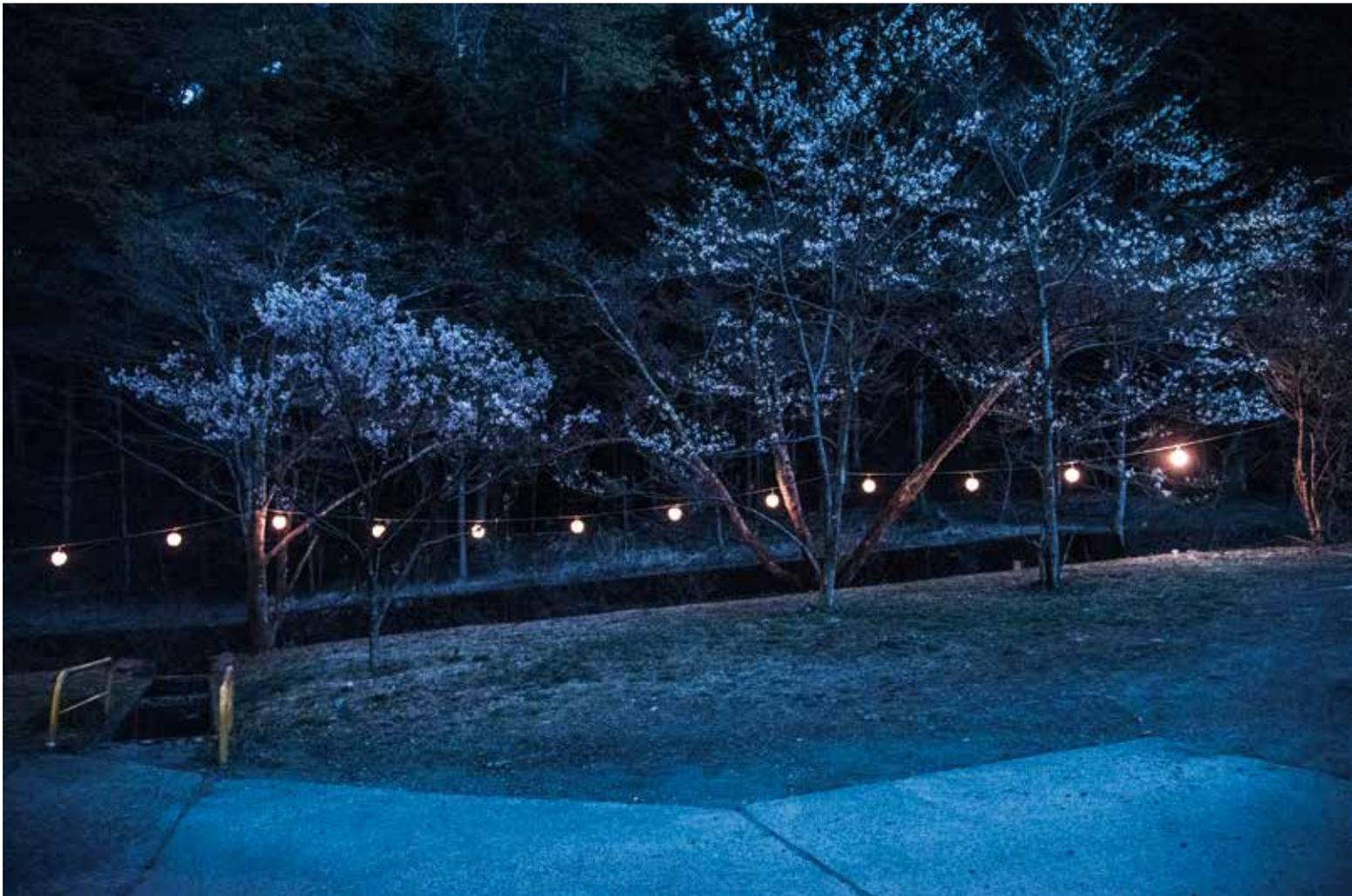
《手続きについて》

預金口座のある以下の西桂町指定（収納代理）金融機関に通帳の届出印及び納税通知書をお持ちになれば簡単にできます。

指定金融機関 山梨中央銀行の本・支店

収納代理機関 都留信用組合の本・支店 山梨県民信用組合の本・支店 山梨信用金庫の本・支店

※振替開始・解約は、20日までに金融機関へ申し込まれたものが翌月の納期分から振替開始（停止）となりますので、必ず納期をご確認のうえお申し込みください。



□山祇神社周辺は夕暮れから神秘的な空間になる。

春の町内行事も終了し、ようやく落ち着いた活動が戻ってきました。ゴールデンウィークの期間はクマガイソウ観光シーズンに合わせ、活動拠点で西桂町写真展を開催し多くの方に来ていただきました。西桂町の写真を見ているお客さんがどの写真で立ち止まり反応するかを観察するのは面白い経験ですし、反応した写真に写っている場所には今後町を宣伝していくヒントがあるはずです。写真を見てもらいながらお客さんたちと話をしていく中で、西桂町に対する感想や意見を聞くことができたことも大きな収穫でした。

お客さんからの意見として多かったのが、町内に喫茶店のような軽く休憩ができるお店が無い、というものです。これだけ素敵な風景があってハイキングを楽しめるのに、休憩できる場所が少ないのは残念だという意見もあり、話を聞いていると確かに、と思うものばかりでした。天の滝や桂川穴口用水などの写真を見ながら、こんな素敵な場所があるのと驚く方もいて、アピールできる西桂町の魅力がまだまだ眠っていると確信しました。

様々な意見や要望を元に、町の観光分野を改善させていくために自分は何ができるのか、具体的にしていって段階に入らないといけません。

□寺田 哲史 プロフィール

□1982年静岡県生まれ □写真家 □東京造形大学デザイン学科写真専攻卒業

□東京造形大学非常勤講師

□現代写真を研究し、畜産と食文化をテーマにした写真作品を制作している。

□2016年4月より西桂町地域おこし協力隊

□フェイスブックとインスタグラムでも西桂町の情報を更新しています。それぞれのサイトで「西桂町地域おこし協力隊」と検索して、是非チェックしてください。

西桂探訪

安眠堂 枕家

住所：西桂町小沼
202-7
☎：0555-25-3901
営業時間：
10:00~19:00
定休日：水曜日



①商品が見やすく整理された内観。②オーダーメイドまくら。6つに分かれていて中身の材質の組み合わせができる③専用の測定器。自分の体の特徴を知ることができる。④まくらに入れるパイプ。パイプの種類を調整することで自分に合ったまくらを作っていく。⑤測定器で計測したものはパソコンで数値化される。ピローコーディネーター、渡邊マユミさんの丁寧な診断。

自分にぴったりのまくらを作りたい時はここ。専用の測定器を使ってオーダーメイドまくらが作れる眠りのプロショップ。



桜の枝を水で煮出していくと、美しい色が現れます。



スウェーデンで盛んなキノコから様々な色が生まれます。

4月にはUTYテレビ山梨の「山梨今人(いまじん)」という番組で、私の活動が紹介されました。緊張した撮影は半日続きました。織ったり、デザインを考えたりする様子、機屋さんとの打ち合わせ風景など、テレビで放映されたものと同じ動画がしばらくの間はUTYのホームページ(www.uty.co.jp/main/?no=1761)で観られます。インターネットで「山梨今人」と検索し、ご覧になってください。
堀田ふみ

答えは・・・桜です。この春も美しく咲きみだれたあの桜。以前から桜で糸や布を染めてみたいと思っていたので、これまで桜の枝が手に入る機会がありませんでした。そこへ町内で桜の枝が剪定されたとの情報が入り、これは絶好の機会！とばかりに枝をたくさん頂き、その枝を煮出して染めました。花びらではなく、枝からこのような色が出るとは想像し難く、とても不思議ですね。私がスウェーデンに住んでいた頃は、森でキノコを摘み、そのキノコで染めていました。自然の恵みからの色は、柔らかく、美しいです。住む土地が変わっても身近にある自然の素材をうまく活用して、日々を楽しんでいこうと思っています。



自然の恵みから生まれる色

突然ですが、クイズです。この上の写真の糸と原毛(羊の毛)を染めました。さて、何を使って染めたでしょうか。ヒントは草木染めです。

地域おこし協力隊

おるdeつむde
織物語り 第6の巻

調べよう！ 備えよう！

～木造一戸建ての耐震診断（無料）を希望される方を募集します。～

都市直下型地震や南海トラフ巨大地震をはじめ日本全国で大地震発生が予測されています。

その被害を最小限に食い止めるための方法の一つとして住宅や建築物の耐震化が重要です。

地震による住宅の倒壊などを防止し、災害に強い安全なまちづくりの推進を図るため、町では木造個人住宅の「耐震診断」を実施しています。

○調査対象建物

（診断の対象は、次の条件をすべて満たすものです。）

1. 昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で、建築された住宅
2. 木造の個人住宅で2階建て以下の建物（長屋及び共同住宅以外の建物）
3. 所有者が町内に住所を有し、かつ、自らが居住しているもの

○診断費用 無料（耐震診断費は、町が全額負担します。（一部国、県の補助金を活用））

○募集戸数 5戸（申込順）

○申込期日 9月末迄

※募集戸数が定数に満たないときは、申込期日を延期しますので、お問い合わせください。

～耐震改修費の一部補助制度～

町では、地震対策を推進するため、木造住宅の耐震改修費の補助制度を設けております。

補助の対象は、無料耐震診断の結果「倒壊又は大破

『住まいの耐震性』

壊の危険あり」と判定された住宅を「一応安全」となるまでの耐震改修工事を実施した場合に限ります。

また、耐震改修に係る設計費用に対しても補助制度があります。

●補助制度の概要

1. 町の無料耐震診断等を受けていること。
2. 昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法の木造住宅（戸建、併用住宅）
3. 耐震診断の総合評点0.7未満を総合評点1.0以上にする工事及びその設計費。（建替は補助対象外）

●補助金の額

1棟当たり対象金額の1/2の額（その金額が60万円を超える時は、60万円）

●申込者

住宅の所有者（現にその建物に居住する方で所有者の同意が得られる場合は居住者でも可）

～民間事業者所有建築物のアスベスト飛散防止対策事業費補助金について～

既存建築物のアスベスト含有の有無に係る調査について、補助が受けられます。この補助の調査対象建物は民間事業者の建物となっております。補助を受けるにはいくつかの条件がございますので、改修等で調査が必要な場合はご相談ください。

※補助制度の詳細につきましては建設水道課建設係までお問い合わせください。

お問い合わせ先 建設水道課 建設係

森林環境税を導入しております

森林には、災害の防止、水源のかん養などの多くの公益的機能があります。

山梨県では、この重要な役割を果たす森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成24年4月1日から森林環境税を導入し、県民税均等割額に上乗せ（超過課税）して納めていただいております。

個人の場合

納税義務者

次のいずれかの条件を満たす方が、納税義務者になります。

- 山梨県内に住所がある方
- 山梨県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方ただし、次のいずれかの条件をみたす方には課税されません。

※生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

※前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡婦または寡夫の方

※前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

税額について 年額 500円

納付について

住民税が給与等から特別徴収されている方は、その中に含まれます。

それ以外の方は、送付される納税通知書に同封する納付書により納めていただきます。

法人の場合

納税義務者

県内に事務所、事業所、寮などを持っている法人など

税率について 均等割額の5%

資本金などの額	均等割額	5%相当額
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円

納付について

法人県民税の申告納付時に上乗せして納めていただきます。

西桂町安心安全メールの登録はお済みですか？

西桂町では町民の皆様には防災行政無線の放送内容をお知らせするメールマガジンの配信を行っています。メールとして情報を取得することが可能となりますので、**防災行政無線の内容を聞き逃すことなく取得できるので大変便利です。**多くの町民の方の登録をお願いします。

◎携帯電話への西桂町安心安全メール登録の流れ

1. 迷惑メール受信拒否の設定をしているか確認する。
(受信拒否の設定をしてある場合、「@e-tetsuzuki99.com」からのメールを受信可能な設定に変更する)
2. 携帯電話にバーコード読み取り機能がある場合は、下記の QR コード（2次元バーコード）を読み込み、配信申込のページを開く。
※携帯電話にバーコード読み取り機能が無い場合は、西桂町のホームページに入ってください
ホームページ画面右上の検索機能で サイト内検索 と、検索し登録用の URL から配信申込のページを開いてください
3. 配信申込のページにて「携帯電話のメールアドレス」を入力する。
4. 入力したアドレスに「登録確認メール」が届く。
5. 「登録確認メール」から「本登録ページ」にアクセスする。
6. 「本登録ページ」で「再度メールアドレスを入力」する。
7. 登録完了。

◎パソコンのメールに配信を希望される場合は、西桂町のホームページにて登録（上記2.※の手順）をお願いします。

☆ご利用上の注意（必ずお読みください）☆

※メールマガジンは電子申請を利用するホームページ（やまなしくらしねっと）の機能を使っていますので、セキュリティは万全です。

※登録していただく情報はメールアドレスのみとなります。

※登録した情報は、安全安心メール配信目的以外では利用しません。

※配信申込・本登録の手順を行わないと、メールマガジンが配信されませんのでご注意ください。

※メール配信サービスの登録、利用は無料となります。ただし通信料は利用者の負担となります。

※配信情報、内容を選択することは出来ません。防災行政無線で放送するすべての情報がメールにて配信されます。

※携帯電話の設定で、迷惑メール受信拒否の設定をされている方は、必ず**配信手続きをする前に「@e-tetsuzuki99.com」からのメールを受信できるように設定**してください。仮登録後に本登録用のメールが登録アドレスに届きますが、迷惑メール受信拒否の設定のまま仮登録を行うと本登録用のメールが受信できず、本登録が出来ないばかりか再度仮登録を行うことも出来なくなってしまいますので、十分ご注意ください。

QRコード（2次元バーコード）



精神保健相談のお知らせ

富士・東部保健所管内の住民のこころの健康や精神保健福祉に関する悩みに対応するため、精神科医師による精神保健相談を今年度も引き続き行います。

相談は、「予約制」となりますので、希望される方は、事前にお申込みください。

日時 第2、4水曜日
午後1時30分～4時

内容 精神科医師による精神保健相談

場所 富士・東部保健福祉事務所等

申込み先

富士・東部保健福祉事務所
地域保健課
TEL0555-2419035

費用 無料

山梨県がん患者サポートセンターからのお知らせ

「出張がん相談」を
実施します。

日時 平成29年6月8日(木)
午後1時30分～4時

場所 富士河口湖町 中央公民館
2階 研修室1・2
(富士河口湖町役場駐車場西)
富士河口湖町船津1747

対象 がん患者・がん患者の家族
や関係者

問合せ

山梨県がん患者サポートセ

ンター
TEL055122718740
(要予約)

※保健師・ピアサポーター(が
んを経験した仲間) ががん
の悩みや心配ごと等の相談
をお受けします。
当日参加も可能ですが事前
の予約が確実です。お気軽
にお電話下さい。

**第31回
山梨県高齢者
よい歯のコンクール**

一生 自分の歯で
食べよう！

高齢社会を迎え、全ての人が生涯を通じて健康で、健やかに老いるという生活の質(QOL)の向上に必要不可欠な口腔の健康に努力してきた皆様を表彰します。

応募資格

平成29年3月31日現在で70歳以上になつて居る方(昭和22年3月31日以前に生まれた方)で健康な歯が概ね28本程度ある方(治療してあつてもよい)

応募方法

官製はがきに郵便番号、住所、氏名、電話番号、生年月日、年令、最終職歴、かかりつけ歯科医院名を記入し、お送りください。
(〒400-00015 甲府市大手1-4-1 山梨県歯科医師会高齢者よい歯のコンクール係 行)

応募期間

平成29年6月1日(木)～

6月30日(金)
選考方法
応募者に、健診歯科医院を
確認し、審査票を送付する。

審査方法

〔第1次審査〕平成29年7月13日(木) 書類選考
〔第2次審査〕平成29年8月19日(土) 健診・面接

※秋開催の「第34回山梨県民歯科保健のつどい」において発表し、70・74歳・75・79歳・80歳の各部門において、それぞれ記念品を授与します。

※各部門で1度のみの受賞とさせていただきます。ただし、80歳以上の部では、過去に受賞経験がある方で、受賞より5年が経過している88歳以上の方は「米寿特別賞」へ応募いただけます。(1度限り) その際、必ず米寿特別賞応募の旨をお話ください。

主催

一般社団法人
山梨県歯科医師会

**第14回
歯つばい山梨
8020達成者表彰**

口腔の健康は、食事や日常生活の楽しみなど「うるおい」と「やすらぎ」のある生活を営むうえで重要な役割を担っており、心身共に健康な生活を送るための大切な要素となっています。そこで、「8020達成者」をたたえるとともに、「8020運動」の重要性と口腔の健康の大切さをもう一度考えてみましょう。

をもう一度考えてみましょう。

応募資格

①平成29年3月31日現在で80歳以上になつて居る方(昭和12年3月31日以前に生まれた人)で、自分の歯が20本以上残つて居る方(治療してあつてもよい)

②過去の表彰者は除く

ただし、100歳以上で20本以上の歯がある方は、過去に受賞していても「歯つばい百寿賞」特別賞へ応募可能(1度限り)

応募期間

平成29年6月1日(木)～8月18日(金)

応募方法・審査方法

応募者がかかりつけ歯科医院(山梨県歯科医師会会員)で応募することを申し出て、口腔の健診をかりつけ歯科医を受診する。(推薦・他薦は問わない)

応募資格を満たしていることを健診実施者が認めれば、県歯に報告し、歯科医院推薦が最終決定となる。

※秋開催の「第34回山梨県民歯科保健のつどい」において発表し、表彰・記念品を授与します。ご夫婦での達成には特別賞を授与いたします。

主催

一般社団法人
山梨県歯科医師会

**福祉のおしごと
マッチングカフェ**

各開催日に、職員採用予定のある事業所1ヶ所と、福祉

介護に就労希望の求職者を対象とした個別対応の、面談・相談会を行います。

実施日時

平成29年5月～平成30年3月の毎週水曜日(祝日の場合は木曜日)
午後2時～4時

場所

山梨県福祉プラザ4階 相談室
(甲府市北新1-2-12)

参加費 無料

申込方法

参加希望期の申込受付日に、申込書に必要事項を記入の上、午前9時～午後5時の間にFAXにてお申込みください。申込多数の場合は、参加希望日等勘案の上、協議し決定いたします。

申込受付日

- ・2期(8月～10月)
平成29年7月10日(月)
- ・3期(11月～1月)
平成19年10月10日(火)
- ・4期(2月～3月)
平成30年1月10日(水)

※申込書及び開催要項は、ホームページよりダウンロードできます。

問合せ先

社会福祉法人
山梨県社会福祉協議会
山梨県福祉人材センター
TEL0551-25418654
担当:河崎(かわさき)

山梨県家庭教育推進事業

子育て相談総合窓口
「かるがも」は笑顔の
子育てを応援します!

・ことばが遅れていないか心配
・おむつはずしのタイミングは?

・家庭で子育てへの考え方が違う。誰かに思いを聞いてほしい
・友だち関係が心配
・もしかしていじめ?
・学校に行きたくない
・スマホ、携帯、ゲーム機が手放せない など

・身体、健康、情緒、食事、性格、生活習慣、幼稚園、保育所、学校関係、家庭や親の問題等、子育てのことなら何でもご相談ください。

相談は無料。秘密は守ります。専門的事例について、各種相談窓口の紹介も行います。

電話相談・面接相談

受付

平日
午前9時～午後4時30分

土日祝祭日
午前9時～午後3時30分

休業日

第2・第4月曜日と年末年始

相談場所

山梨県立男女共同参画推進センター(びゅあ総合1階)
TEL
0551-22814152
0551-22814153
よいこ
よいこ

・月2回、臨床心理士によるカウンセリング(要予約)も行っていきます。
・専門的な相談の窓口を紹介いたします。

・カウンセリングも含め全て無料です。



児童館

●ランラン教室

6/3・17(土)
7/1・22(土)
午前9時～11時
午後1時～3時



教科書を持参

☆都合のいい時間に来て下さい

●児童館こどもまつり

6/24(土)
正午～3時
きずな未来館

☆楽しいコーナーを準備中です。
お待ちしております！



●学童クラブ

きずな未来館の2階児童館には学童クラブがあります。1～6年生まで利用人数が増加する中、放課後のわずかな時間ではありますが、楽しい時間を過ごしています。発達段階が違う異年齢児と関わる場所、人間関係の諸々を学ぶ大切な時間でもあります。宿題・工作・ボール遊びなど自分の居場所としての時間が持てるように支援をしたいと思っています。地域の方々もぜひ遊びに来て下さい。ご協力宜しくお願い致します。



コンシェルジュ・支援センター室長



加藤なお美
(子ども
コンシェルジュ)

一昨年、長年勤務しておりました西桂保育所を退職し、昨年度より西桂町教育委員会(学校教育)のお手伝いをしております。そして、0歳からの切れ目のない福祉と教育を子どもコンシェルジュとして手助けさせていただきます。

子ども達に関わる事(子育て、人間関係、就学等)誰かに話を聞いてほしい、愚痴だけどいいのかなあ?・・・何でも大丈夫です。少しでも不安を解消出来る手立てを一緒に考えて行きましょう。きずな未来館の教育委員会事務局でお待ちしております。



酒井博美
(子育て支援
センター室長)

29年度より子育て支援センターがきずな未来館(きずなホール)に移設されました。

保育所の保育士と勤務しておりましたが、今年度よりセンター室長として10時～15時は支援センターに勤務しています。

(児童館、保健係、支援センター)3者連携事業や支援センター独自の事業を行う中で、入園前の親子さんが居心地の良い場所の提供に努めて行こうと思っています。まずは支援センターに来てみませんか?



6月の
予定

連絡先
TEL 0555-28-4755 / 080-2110-4477
(児童館 新田)

●川辺先生の
『子育て塾』

《父親の役割について》

日時：6月10日(土)
2時～4時
場所：きずな未来館
参加費：無料

託児あり
どなたでも参加
できます
☆事前申し込みを
お願いします。



●親子ふれあい遊び
『親子ヨガ』

日時：6月21日(水)
10:30～11:30
(10時受付)

場所：きずな未来館1F大広間
講師：武藤春江氏
対象：未就園児とその保護者
持ち物：

ヨガマット or バスタオル
水分補給飲み物
エルゴ(腰に負担のないエルゴ
の使い方を学びましょう)
参加費：300円(年間)

☆事前申し込みをお願いします。
動きやすい服装でお越し下さい!!

●赤ちゃん広場

日時：6月27日(火)
AM10:00 受付
AM10:30 開始

場所：きずな未来館
(子育て支援センター)
対象児：1歳未満児の
お子さんと保護者

みんなでふれあい遊び等で楽しく
過ごしましょう。
今月は保育士からのお話を聞いて
いただき、意見交換をしていき
たいと思います。

子育て支援センター事業6月の予定

●体験・食育事業

『バスに乗って、出かけよう!』

日時：6月6日(火)



バスに乗って芝生広場で
遊んだり、青空の下でお
弁当を食べましょう!

☆詳細は後日、支援セン
ターにてお知らせいた
します。
事前申し込みをお願い
します。

●6月誕生会

日時：6月15日(木)
AM10:30～

場所：きずな未来館(子育て支援センター)

☆事前申し込みをお願いします。
誕生児のお友達をみんなで
お祝いしましょう。

●お話の会

日時：6月23日(金)
AM10:30～

場所：きずな未来館(子育て支援センター)
スタッフがおすすめの絵本の
読み聞かせを行います。
その後は、親子で読書タイム!

●リトミック遊び

日時：6月29日(木)
AM10:30～

場所：きずな未来館(子育て支援センター)
親子でリズム遊びを楽しみま
しょう♪

●造形遊び

場所：きずな未来館(子育て支援センター)

☆毎月、親子で作って楽しく遊
べる内容を用意してお
待ちしています。来館した時
いつでも遊ぶことが出
来ますので、是非ご参加下
さい。



フォトニュース

保育所 体操教室

保育所では今年度より、「体操教室」「フィットネス教室」を実施しています。東海体育指導の本間正孝先生を講師に招き、子ども達の体力・筋力の向上、体幹を鍛えることを目的とし、年長・年中児対象に「体操教室」を毎月2回行っています。「ウォーミングアップ」でかけっこ、ケンケンスキップ等を行い、マット運動で腕を使った運動にチャレンジ、子ども

も達は楽しみながら真剣に取り組んでいます。運動だけではなく、怪我をしないように指導し、話をしっかりと聞くことで出来ない事も出来るよう、運動の基本から取り組んでいます。また2歳児・年少児対象に「フィットネス教室」毎月1回行っています。今後の子ども達の成長、年長児の小学校入学ギャップ解消がとも楽しみみです。



児童館

4月21日(金)

自己紹介&室内遊び、新メンバーと初顔合わせ、その後支援センターで遊びました。

6月16日(金)

公園遊びで公園までお散歩!雨天時はきずな未来館にてヨガの予定です。お待ちしております。



母親クラブ

連携事業

赤ちゃん広場

